

回覧

年末の交通事故防止運動

平成30年12月11日（火）から20日（木）までの10日間

【スローガン】

「無事故で年末 笑顔で新年」



【重点】

1. 飲酒運転の根絶

「これくらいなら」、「少しの距離だから」という安易な気持ちで、一生かかっても償えない悲惨な事故を引き起こしますので、飲酒運転は絶対にやめましょう。

★ 飲酒運転による事故形態

- ・カーブを曲がりきれず、路外へ飛び出し工作物に衝突（単独事故）
- ・横断中の歩行者を見落とし、はね飛ばす（車対人の事故）
- ・信号を無視し、あるいは交差点に気づかず出会い頭の衝突（車対車の事故）
- ・ハンドル操作をあまり、対向車と正面衝突（車対車の事故）

（一般財団法人 全日本交通安全協会「わかる 身につく 交通教本」より）

★ 飲酒運転等に対する罰則

態 様	罰 則
酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
呼気検査拒否	3月以下の懲役又は50万円以下の罰金



★ 飲酒運転幫助行為に対する罰則

自分が飲酒運転をしていなくても、飲酒運転をすることを知りながらその者に車を貸すことや、お酒の提供、同乗は罪に問われます。

態 様	罰 則
車両提供（酒酔い）	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
〃（酒気帯び）	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類提供（酒酔い）	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
〃（酒気帯び）	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
同 乗（酒酔い）	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
〃（酒気帯び）	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

※ 12月は、「飲酒運転根絶強化月間」です。

回 覧(裏面に続く)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 年末の交通事故防止運動の詳しい取組は、藤沢市のHPで閲覧できます。

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/bouhan/index.shtml>

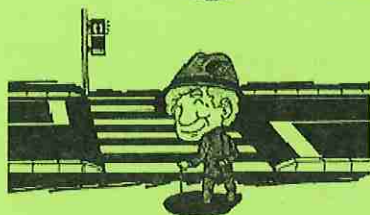


2. 歩行者（特に高齢者）と自転車の交通事故防止

- ① 夜間の外出には、目につきやすい「明るい服装」や「反射材」を身につけましょう。
- ② 自転車の夜間走行時は、前照灯を点灯し、「反射材」を効果的に活用しましょう。
- ③ 自転車に乗車するときは、子どもだけでなく大人（特に高齢者）も積極的にヘルメットを着用しましょう。

高齢者交通安全五則

ま み む め も



ま

「ま」…待つ
（安全が十分に確認できるまで待ちましょう）

み

「み」…見る
（周囲の状況を見ましょう）



む

「む」…無理をせず止まる
（交差点では無理をせず止まりましょう）

め

「め」…目立つ
（夕方以降の外出の際には明るい服装をし反射材を着用して目立ちましょう）



も

「も」…もっと知る
（自分の身体機能の変化をもっと知りましょう）

3. 後部座席を含む全ての座席のシートベルトとチャイルド（ベビー）シートの正しい着用の徹底

- ① 自動車に乗車するときは、全ての座席のシートベルトとチャイルド（ベビー）シート着用の「ひとこえ」をかけあいましょう。
- ② 後部座席のシートベルトやチャイルド（ベビー）シートの必要性について正しく理解し、正しい着用の徹底しましょう。

